

# 危険物の仮貯蔵・仮取扱承認申請書

## 1 内 容

危険物施設以外の場所で指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し又は取り扱うときに使用します。

なお、一度承認を受けた同一の場所で引き続いて仮貯蔵、仮取扱することはできないので注意が必要です。

【根拠条文 法第10条第1項ただし書】

## 2 手続き

申請書2部を消防総務課危険物係に提出し、書類審査を受け手数料を納入します。

職員が現地を調査し、書類を審査します。

一定の承認基準に適合していると認められると、承認書(申請書の1部に添付されます。)が交付されます。

承認書の交付を受けてから、危険物の貯蔵又は取扱いをします。

職員が危険物の貯蔵又は取扱いの状況を確認します。

【関係条文 市危則第2条】

## 3 記入上の注意事項

申請者

仮貯蔵又は仮使用を行う人

仮貯蔵又は仮使用の期間

終了日は開始日を含めて10日以内となります。

## 4 添付書類等

付近見取図

貯蔵又は取り扱う場所の見取図

貯蔵又は取扱いの方法がわかる図面

その他設備の概要図等

法 消防法(昭和23年法律第186号)

危政令 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)

危規則 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)

市危則 新都市危険物規制規則(平成17年規則第178号)